

連 載

職種紹介⑤ 建築士とは？

建築デザイン・企画・住環境整備

S。R。C。O。 大河内 昭宏

1. はじめに

「建築士」は、建築士法という法律に基づき認められている建築に関わる専門家の国家資格です。

2. 資格と仕事の範囲

担当できる建物の構造・規模・建物の用途により、1級建築士、2級建築士、木造建築士の3種類が現在有ります。このうち1級建築士は、原則として日本国内における全ての建築物を担当できます。

また、報酬を得て設計行為を行うときには、営業の届け出をして、許可を受ける必要があります。これを建築士事務所登録といい、設立講習をうけた管理建築士を置き、5年ごとに更新します。（当然、資格のない人が設計等を行うことは制限されます）

よく世間で、「設計士」という言葉を聞く事がありますが、俗称であり、公的資格にはありません。

又建設工事にも、規模に応じて現場管理者（俗称：現場監督）を置く必要があり、「建築士」または、「施工管理技士」（工事の専門資格）が必要です。

私は設計側ですが、設計した建物が契約された内容に従って工事されるか「現場管理者」を監督・指導する「設計監理」業務を受け、現場に携ります。設計側も、工事現場の事を知らなくては勤まりません。

また一つの案件の設計と施工を1人（一社）で担当する事を日本の法律では禁止していませんので、設計／施工をする人（会社）も存在する事になり、時として問題のある建物ができる原因の一つとなっています。

3. リハビリテーションとの関係

「住環境整備」と言われるよう、心身機能を低下した人の住まいを改造により、その人が暮らせる様に整備する事に関わります。手順としては、本人及び同居者の希望、リハ関係者から心身機能の説明を受け、介護関係者からサービスの方針を聞き、福祉用具の利用と合わせて、自立を基本として生活動作の支障が無い様に計画をたてます。具体的には、手すりの設置や段差の解消、出入口の改造、床の変更、トイレ／洗面／浴室／台所等の各種設備機器の変更改造、間取りの変更、駐車場、玄関から道路までの経路の整備等と、家の内外までに広範囲に及びます。

以上の様に、調査／検討し計画をたてる事がまず必要であり、これは設計行為そのもので、「建築士」が本来最も担当すべきところです。その結果として、手すりや段差をなくす工事が、大工さんや工務店等「工事業者」と呼ばれる人たちの仕事になるのです。確かに手すりだけで済む事もありますから、設計図は無く、介護保険の申請図のみと言う事もあるでしょう。しかし、そこに至るまでの調査／検討／計画作成は、欠かせ無いはずです。

4. 今後について

リハ関係者では、やはりOT/PTとの関係が一番強いと思いますし、今後も欠かせない事です。

最近残念なのは、リハ関係者においても、改造は業者任せという「姿勢」をよく聞きます。専門性の異なる事に繋がりたくない気持ちは良く解りますが、「生活の再現」と言う目的を再度確認し、積極的に「建築士」をカンファレンス等参加させ共同すれば経済的な問題も含めて、当事者の生活をより良く創造できると信じます。

建築デザイン・企画・住環境整備 S。R。C。O。

〒420-0905 静岡市葵区南沼上 3-9-32-302 室

E-mail: onion-k@po.across.or.jp